

第6回 規制改革会議 会議終了後記者会見録

日時：平成19年5月30日(水)16:00～16:53

場所：永田町合同庁舎第2会議室

木場委員 それでは、お待たせいたしました。これより記者会見を始めます。本日は、お忙しい中多数お集まりいただきまして、ありがとうございます。

まず初めに、配付資料の御確認をしていただきたいと思います。

まず「規制改革推進のための第1次答申(案)」という分厚いものが1つ。

もう一つが「規制改革会議第一次答申-成果例-」という1枚物。

そして、間に合うように用意しているのですが「規制改革の推進のための第1次答申概要(案)」というのを、記者会見中に皆様のお手元に届けようと思っております。

以上、今、2点ございますでしょうか。それでは、始めたいと思います。

本日の会議で第1次答申を会議として決定いたしましたことをご報告いたします。これは、安倍総理からの諮問を受けまして答申するものでございます。内容につきましては、後ほど議長から御紹介申し上げますが、答申の具体的施策は、昨年12月に出されました、前会議の第3次答申と併せまして、来月下旬をめどに新たな3か年計画として閣議決定をされる予定でございます。

それでは、まず草刈議長から、答申内容の紹介をお願いします。

草刈議長 それでは、私の方からまとめて、内容の概略を御紹介します。

その後、いつもだと2、3人こちらに並ぶんですけれども、第1次答申が出たという機会なので、できるだけ多くの委員に来ていただくようにしてありますので、御質問等があれば後でやっていただければと思います。

まず、内容について御報告しますが、「地域活性化」という分野で、農産品の表示制度の見直しについて前進がありました。これは、こちらの「成果例」という資料の左の部分です。現状では高付加価値の農産品を開発しても「表示」規制があるためにブランド化が阻害されて、新たな市場の創出に結び付きにくい、あるいは付かないということがあります。

「低タンパク質米」などという表示や、DNA鑑定を根拠とした表示を可能にするような制度の見直しを行うということを求めたわけです。これが、一定程度進展いたしました。

2番目が「再チャレンジ」のところで、国家公務員採用試験の受験年齢上限を引き上げる検討を行うということが決まりました。現状では、II種試験の上限が28歳まで、III種が上限20歳までです。

育児が一段落した人、大学に社会人入学して卒業した人、母子家庭の主婦等々、不本意な就職をした人も含めて、門戸をオープンにして再チャレンジを可能にするように、受験年齢の引き上げの検討を求めて、一歩進んだということでございます。

同じように、真ん中の下に書いてございます、理容師・美容師の資格を取得するという場合に、原則として高卒が要件ということですが、高校中退あるいは中卒の人には、現代社会・化学・保健の受講が必要になっているということで、高校中退あるいは中卒の人の就職機会を拡大するために、

そういう人たちに課せられた講習課程及び講習時間を、もっとシンプルに短くするということがございます。

「医療」の分野ですけれども、資料の右側です。レセプトのオンライン請求化は、既定路線である2003年4月からの完全実施、これは厚労省も認めているところですが、ほうっておくと、また遅れたりするので、確実に実施して、それと同時に、どうせこういうことをするのなら、オンライン化によって抜本的なコスト削減が行い得るはずだということで、審査支払業務を根本から見直す業務効率化計画、これを策定する。

これを進めるために、競争環境の整備、あるいは保険者による直接審査も今後求めていくということですが、まずは審査支払機関に、徹底的な業務効率化計画、どこまでできるかということを見直してもらって、それを19年度中に明確にして、それに基づいて議論をしていくという手法を取って、コスト削減に努めたいということです。

資料の右下に書いてある「教育」の分野ですが、競争的資金の審査・評価方法の確立に向けて前進が見られております。若手研究者、あるいは中堅以上の研究者、それぞれの特性に応じた審査・評価の方法を検討して、更に客観的な審査・評価基準の構築や、厳正な事後評価を求めています。

「保育」の分野は資料の左下に書いてあります。現在、育児休業を分割して取得することは、原則として認められないということで、例外として分割取得が認められるための要件の見直し、より円滑に育児休暇が取得できるような環境を整備、こういったものについての議論が一步進んでおります。

「国際交流・連携」の分野は、アジア・ゲートウェイのタスクと重なるわけですが、まず貿易関連手続のワンストップ化ということが1つです。特に港湾の申請書式の統一というものが難物でございます。それと、次世代シングルウィンドーへの一元化を推進していこうということです。

航空分野では、もう御存じのとおり、インフラ有効活用のためのアジア・ゲートウェイ構想に基づいて、これを着実に努めていくということをご案内からやっていくということでございます。

資料の右下の「都市・住宅」の分野では、老朽マンションの建替え・改築を促進するため、マンションの建替えの実態を調査する。また、道路の上部空間の有効利用を進めるための規制見直しを進めるということに進展がございました。

「官業改革」の分野では、独立行政法人の業務の見直しを、ずっと前からやっているんですが、この分野は安念先生からコメントいただきたいと思っております。

「金融」の分野で、銀行・証券のファイアウォール規制の在り方の再検討ということで、これは翁先生からコメントをしていただきたいと思っております。

安念委員 官業の分野では、3つの独立行政法人、すなわち都市再生機構、緑資源機構、JETROの3法人につきまして、業務の一部直しあるいは縮小を求めました。それが主な結果でございます。

特に緑資源機構につきましては、業務のかなり大幅な見直しをお願いいたしまして、御同意をいただいたところでございます。

他の2法人につきましても、株式の売却でありますとか、収益性の向上といった点につきまして

御同意をいただいたものでございます。

これは直接には独立行政法人ではございませんが、当会議の前身でありますところの規制改革・民間開放推進会議が取り組みました課題のうち、各種の社会保険がかつて保有しておりました、保養施設等の売却の促進が問題となっておりますが、それにつきましては、船員保険の保養所、政府管掌健康保険が保有しておりました保養所、企業年金連合会が保有しております施設につきまして、前2者につきましては、売却をより一層進めていただいて、早期、かつ透明性の高い形で進めていただくということで、所管官庁やその他関係機関の御協力をいただきまして、これも同意にこぎ付けたところでございます。また、雇用促進住宅につきましては、現在14万戸のストックがございますが、これにつきまして、平成33年までに売却すべきものは売却するなどの処分をお願いするというので、これも決着を見たところでございます。

以上でございます。

草刈議長 それでは、翁先生、どうぞ。

翁委員 私からは、金融関連の規制緩和について、ファイアーウォール規制の見直しについてお話をさせていただきます。

ファイアーウォール規制というのは、銀行と証券会社の間で、情報や役職員などの交流を制限するという規制でございます。この規制は、例えばアメリカなどでは、もう既に1990年代の後半に緩和されておりまして、日本は欧米に比べて規制緩和が遅れておりました。現在、御承知のとおり日本企業は、一段とグローバルに事業を展開するようになっておりまして、そのためには、借入と株式を組み合わせた複合的な資金調達とか、M & Aのアドバイスとか、総合的な財務サービスに対してニーズが非常に高まっておりますが、今、日本の銀行も証券会社も、そのファイアーウォール規制というものがございまして、そうした企業のニーズに十分応えられないという状況でございまして、欧米の投資銀行などに比較しましても、競争力の点で遅れを取る一因になっております。これは、日本企業全体の問題であるということかと思えます。

今年前半、シティバンクが日興証券を買収したり、また日本の銀行や証券会社もグローバルな活動を一段と広げる中、金融市場国際化に向けての議論が盛り上がりました。

こうした中まとめられた今回の答申の意味というのは2つございまして、1つは、この答申によって今回初めて長い間懸案だったファイアーウォール規制の在り方について、19年度に検討を始めるということが明記されたということ。

もう一つは、役職員の兼職、顧客情報の交流の制限だけでなく、ファイアーウォール規制というのは、証券を発行する企業などに対するクロスマーケティングも禁止されているんですが、こういったものも全部含めて、ファイアーウォール規制の中身すべてについて検討していくということが決められたということだと思っております。

今後、この問題は利益相反の防止策とか、さまざまな角度から検討していかなければならないと思っておりますが、速やかに緩和の方向に向けて検討が始まることを期待しております。

以上でございます。

草刈議長 ありがとうございます。

それでは、最後に八田先生から補足がございましたら、よろしく申し上げます。

八田議長代理 今回の1次答申の中で、さまざまなトピックがあるんですけども、私は、これらトピックの多くを2つにくくることができるのではないかと考えています。一つは再チャレンジであり、もう一つはイノベーションです。これが今回の答申の特徴です。

まず、再チャレンジできる社会をつくるために役立つ規制改革をいくつも盛り込みました。

先ほど議長がお話しになったような、国家公務員試験の受験年齢を引き上げるとか、高校中退者も理・美容師さんになりやすくするとかということが再チャレンジに役立つことは明らかです。さらに、農業で付加価値の高い製品ができるようにして地域活性化するのは地方の再チャレンジに役立ちます。子どもを抱えたお母さんが、きちんと仕事ができるような保育の仕組みにすることも、彼女達の再チャレンジを助けます。したがって、以上が広い意味での再チャレンジのグループです。

しかし、それらを除くと、他のほとんどは、イノベーションにつながると思います。

医療はレセプトを電子化することで、生産性を引き上げることができますし、教育・研究では、競争的研究資金を配分するやり方自体を能率的にしていくことを提案しています。それから、今、翁先生からお話のあった金融のことも、社会の生産性を上げていくことにつながることで、実は、さっき再チャレンジの一つの例として、農村の付加価値を上げることを申しましたが、これは、イノベーションにもつながることでもあります。

したがって、この2つが大切なテーマだったと言えます。

以上でございます。

草刈議長 どうもありがとうございました。

木場委員 それでは、答申につきまして、御質問を受け付けたいと思います。拳手願えますでしょうか。

どうぞ。

記者 2点伺います。1つは、この第1次答申のとりまとめに向けて、一般消費者といいますか一般の人々に成果がわかりやすい規制改革をという問題意識を持って、今回取り組まれたと伺っているんですけども、そういう姿勢で取り組んだ理由と、今日答申がまとまってどのぐらい成果が上がったかという点について、議長のコメントをいただければと思います。それが1点です。

草刈議長 その点は、国民、消費者という言葉に変えてもいいですけども、あるいは生活者にとって、こういう規制改革というのは、今までいろいろやってきて、その成果も上がっているんですけども、なかなか消費者のメリットがわかりにくい。

他方、規制を解かれる方の既得権は、守る側にとっては死活問題だということもあって強く抵抗する。本当は消費者の皆さん、あるいは国民の皆さんにメリットがあるから我々は一生懸命やっているわけで、さっきの八田先生の話ではないけれども、イノベーションとか、あるいは再チャレンジ、そういうものも含めて、そこにメリットがあるからやっているわけだけれども、そのところが、実はなかなかわかりにくくて、サポートがなかなか期待しにくい側面もある。そういうことも含めて、できるだけわかりやすく話をしていこうと努めました。金融の話等は専門的にならざるを得ない部分もあると思いますが。

例えば農業分野でも、いわゆる資本がどうこうとか、理屈先行のテーマではなく、現実こういう問題を抱えている方が、工夫をした人たちがメリットを得るようなものに持っていくというような農業問題のとらえ方。あるいは医療にしても、中医協はどうか、混合診療とか、そういう大上段の議論もこれからやりますけれども、その前に、言ってみれば私たちが金を払っているレセプト、こういうものはいったいどういうからくりになっていて、どういう形で無駄使いされているかというところにも入って行って、ある種チャレンジしてみた、そういう意味でそこを意識してやった部分は多々あると思います。

点数を付けてみると言われても、なかなか難しいですけれども、皆さんのような玄人から見た場合に、余り派手目なものは今回はまだありません。けれども、地に足の着いたものを取り上げてきたという点では、意味が大変あったんではないか。

後半になって、やはり一番根っこにある問題についてもいろいろやっていきますが、まずはこの辺のことももっとわかりやすい形で、国民の方々に発信していくということが大事だと思っています。

記者 既得権と対抗していくに当たって、消費者のメリットを説明していかないと、消費者のサポート、支持が得られないのではという問題意識ですか。

草刈議長 それもあるし、そのためにやっているんだから、是非サポートしてくださいということもあります。

木場委員 関連してよろしいですか。一般の方たちにわかりやすく、という点で、今回の会議で、初めて広報担当というものを作っていただきました。本日のこの分厚い答申(案)に関しましても、経済用語だったり、医療用語だったり、使っている言葉が難しいために国民の皆さんに意味がわからないと、大体その時点でもう第 章のところでも止まってしまう。それでは、せっかくつくり上げた答申の意味がないので、その辺りは微力ながら、例えば、報道のニュースで、これは言い換えなければ一般の方には通じませんというようなことを言わせていただき、相当言い換えですとか、説明的な文章の追加をしています。その辺りの表現の工夫というのは今回の答申にはかなり反映していただいていると思います。補足でございました。

ほかに質問ございますか。どうぞ。

記者 もう一点ですが、21日に公表された労働分野の改革の意見書ですけれども、公表時点では答申の問題意識の部分に盛り込まれるというふうに伺っていたんですが、今回丸々その章自体が盛り込まれませんでした。その理由について、お話しいただけますでしょうか。

草刈議長 それはちょっと誤解があって、この前、朝日新聞に書いておられましたけれども、それを問題意識に、何をどういうふうに入れるかとかはその時点では決めてなかったんです。

要すれば、労働法制の分野では、残念ながら今回は具体的措置事項に話が及ばず、結論を出せるような状況でなかったその節は設けない。いろんな事情があって設けられなかったと言った方がいいかもしれない。

したがって、具体的措置がないままに問題意識のみをぼんと入れるというのは、この答申(案)にはなじまない。そういう判断でやっただけで、この後、勿論後半も続くわけですから、あ

るいは修正したり追加したりはあるかもしれないけれども、この問題意識として、どこかに入れるつもりでありますけれども、そういう事情なので、是非御理解をいただきたいと思います。

記者 1点だけですけれども、その問題意識に入れるかどうか、あの時点で決まっていなかったというのは、ちょっとこちらも容認できないところがあって、それは記者会見で入れるという旨の説明があって、それを受けて我々も記事にその旨書いたという経緯がありますので。

草刈議長 そうですか。私が言ったんですか。

記者 その発表の会見のときです。

草刈議長 そうですか。そうだとしたら、私の方のミスでございますので、御勘弁いただきたいと思います。

木場委員 どうぞ。

記者 議長にお聞きしたいんですけれども、まず今回の答申で緑資源機構のことについて書かれていますけれども、その書き込んだ意義というか、意味合いというか、どうしてこういう書き込み方をしたのか。まず、その点についてお願いします。

草刈議長 これは、後で安念先生から答えていただいた方がいいかと思うんですけれども、別に世の中が沸騰してきたから取り上げたということではなくて、1つ大きなお金を使っている独立行政法人なので、しかもちょうど中期計画の見直しに入っているところなので、そういうものを取り上げていこうという中で、いろんなものがごそごそ出てきたのは事実です。

最終的に、いわゆる今後不必要な事業は一切やらないということまでコミットを得たと認識していますので、それはそれなりの意味があったと思いますが、安念先生、ちょっとコメントしていただけますか。

木場委員 どうぞ。

安念委員 緑資源機構を、この5月答申で取り上げるということを内部的に決めましたのは、今回の一連の不祥事の報道がなされるかなり前でございます。ですから、率直に言えば私どもも何となく意外な感じがしているというのが事実でございます。したがって、私どもとしては、この答申は私どもが原案をつくって、関係省庁などと折衝を重ねていくわけでございますが、答申の原案も別に不祥事があったからつくったとか、ないからつくらないとか、そういうこととは全く関係ございません。

ただいま、議長の草刈が申し上げましたように、緑資源機構を取り上げましたのは、やはり何と云っても国庫からの支出が毎年500億円以上にものぼるといふ、非常にボリュームの大きい事業をしておりますので、取り上げるのにふさわしいと考えたからでございます、それ以外のことはございません。

記者 文章の中で、林道と農用地について廃止するということですが、不勉強なんです、それを選んだというか、それはどういう意味合いがあるんですか。

安念委員 それは、この独法の主要な事業だからでございます。

記者 それは全部というわけにはいかなかったんですか。

安念委員 全部とおっしゃいますと、どういうことでしょうか。

記者 要は、機構自体を廃止するという話にはならない。その道筋になるんですか。

安念委員 組織の存廃そのものは、当会議の当面のミッションだとは考えておりませんでしたので、それとは無関係なことでございます。

記者 考え方としては、規制改革会議としては、やはり廃止への道筋という形になってくるんでしょうか。

安念委員 少なくとも私は、それは私どもの当面のミッションではないと考えて仕事をしてまいりました。それはもっと高次の政治的な問題なのではないでしょうか。

草刈議長 ああいう形で主要の事業をやめましょうということになると、非常に大幅な事業縮小になりますね。それがいろんなほかの事情も加わって、やはりこれは廃止の方向に行こうということであれば、それはそれで我々としても納得できる話だし、目的はそれを全部やめてしまおうということではないんだけど、大幅なコスト削減をして、あるいは資産圧縮をしようということをやっているわけですから、そこへたまたまそういう動きがちらちら新聞に出ていますね。それはそれで納得できる話ではあると思います。

木場委員 どうぞ。

記者 独法に絡んでなんですが、明日、政府の行政減量・効率化有識者会議の方の独法全般の見直しの議論をスタートさせるということで、今後、年末の答申に向けて、全体として、規制改革会議として独法見直しの議論はどういうふうにつなげていきたいとお考えでしょうか。議長から伺いたいのですが。

草刈議長 管轄大臣が当会議と同じ渡辺大臣のところの行政減量・効率化有識者会議は特殊法人等整理合理化計画の参与会議として出発しているわけです。ですから、あそこが今回のタスクも担当するということだと思います。

ただ、その辺は打ち合わせをしておりますが、私どもも長年にわたって独法を含む官業改革をいろいろやってきているので、もし必要ならば、私どもの方の人間もそのミーティングの中に入ってやるというような工夫をしたらいいと思いますし、あるいは「市場化テスト」の方がお入りになるやり方もあるだろう。まだ具体的な形はわかりませんが、中心は向こうですけれども、共同作業としてやっていく。

ただ、それでは私どもがこれから秋以降、何もしないのかというと、そうはいきません。まだ片づいていないものが去年から山積しているんです。だから、個別のところは引き続き、私どもの能力の限界もあるからそんなにたくさんはできませんが、問題性の高いところから少しずつ、まだ去年から継続的にやっているものがたくさんありますので、少なくともそこは手を付けていくというつもりです。

記者 今回取り上げた3法人については、フォローアップと、それを全体の独法見直しの議論に反映させていくといったような、そこは考え方はいかがでしょうか。

草刈議長 それもそうですが、それと、この第一次答申の122ページを見ていただきたいんです。

安念委員 フォローアップですね。

草刈議長 そうです。122ページのところに、措置が求められているという独立行政法人のリス

トがありますが、その措置状況をまだチェックしていない部分がたくさんあります。これをきちっと、道筋をちゃんとつけてもらう必要があります。

それから、例えば都市再生機構など、今年の前半もやったけれども、議論がまだ浅薄なので、そこをもっと突き詰めていくとかそういう作業もあるわけです。

ですから、個別にやるものは肅々とやりますが、一方で全体像をやっていくということについては我々の組織としても御協力してやっていくというつもりです。

木場委員 お待たせしました、どうぞ。

記者 今の緑資源機構の関係で、いろいろ安念委員の方から大幅な業務の縮小に同意をいただいたという御説明だったと思うんですが、今回、緑資源機構の提言について同意というのは、言わば所管している農水省がこのとおりに実施するという同意ということによろしいのでしょうか。

安念委員 御承知かと思いますが、私どもの答申のうち、具体的施策という部分は閣議決定となります。閣議決定というのは内閣の全員一致でなければなりませんので、つまりは関係省庁の同意が要するという意味でございます。したがって、私が担当したところだけでなく、およそすべての具体的施策はすべて関係省庁の同意を取っております。

同意の中身といいますのは、この厚い答申の 116 ページでございまして、植林でありますとか、幹線林道、その他の緑資源機構の主要な事業について、一言で言えば、厳密な費用便益分析に基づく大幅な見直しをしていただくというふうに書き込みました。書き込みましたということの意味は、農水省さんに御同意をいただいたということでございます。

記者 既着工が終わった段階で、業務廃止を決定するという点も含めてですか。

安念委員 はい。一部、廃止の決定をすべきであるという点についても答申になっております。つまり、同意をいただいております。

木場委員 よろしいですか。

どうぞ。

記者 独法改革について、緑資源機構の廃止、縮減を相当書き込んでいると思うんですけれども、逆に、それと比べると、それ以外の2つに関してはやや具体的なところまで踏み込めていない部分もあるかと思うんですけれども、そこら辺の独法改革の難しさ等がありましたらお願いします。

草刈主査 安念先生、引き続きお願いします。

安念委員 結論から申せば、おしかりのとおりと存じます。

1つには、実はそれぞれの独法が、さまざまな法令ですとか、閣議決定ですとか、あるいは高レベルの、例えば総理を議長とする会議ですとか、そうしたものの決定を根拠として仕事をしているところがございます。それらのものは、ある意味では独法にミッションを与えているとも言えるし、また、言い方を変えれば、独法を守っているとも言えるわけでございます。

私どもも、別に独裁者として力を行使できるわけではございませんので、そうした法令とかさまざまな決定の枠内でしか動けないということがございまして、今、御指摘のように、なかなか目覚ましい成果を上げるのは難しいというのは御指摘のとおりと存じます。勿論、私あるいは当会議の力不足ということもあろうとは思いますが、なかなか壁は高いということを実感しております。



草刈議長 今回の点の補足をしますと、例えば緑資源機構のような、何かがありますね。こんなものはどう考えても無駄ではないですか、意味がないではないですか、あるいは非常に問題がありますから早く、今すぐにでもやめなさいと言って、向こうは、そうですか、それでは、すぐやめましょうという話には絶対ならぬわけです。だから、ここまで書き込めたというのは私は大変な成果だと実は思っています。

あとは、これはしつこく私どもも追いかけますが、やはりほかの力が働くだらうと思います。

木場委員 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

記者 今回、先ほど安念委員もおっしゃいましたけれども、格差の広がりについてどう対処するかというのが大きな責務であったかと思うんですが、雇用・就労の分野に関して見ますと、注目していたにもかかわらず国家公務員の年齢の問題、理容師・美容師だけというのは余りにも国民の期待を裏切る形になったのではないかと個人的に考えております。

それで、雇用等の分野についてはいろんな議論があったと思うんですが、どういう議論があったのか。それから、規制改革会議として格差の問題についてどの程度危機感があったのか、あるいはなかったのか、その辺りを説明していただきたいと思います。

八田議長代理 格差の原因というのは、非常に難しいものがあります。勿論、不況だったということが格差を大きく広げた主要な原因だらうと思います。

本会議は、どのような規制改革をすれば格差是正に貢献できるかを探ってまいりました。もちろん規制改革だけで、全般的な格差是正を達成できません。しかし、当会議で扱った範囲はかなり広いです。まずは、都市・地方間の格差是正です。ともかく農業を活性化するためには、農業生産の付加価値を高める必要があります。そのための2つの柱は、農地の利用の流動化と品種の改良です。そのうち今回は品種の改良を促進する規制改革を行いました。

農業を活性化するとき、日本人はやはり質のいい農産物を求めているわけですから、新しい品種がどんどん出来て、高い付加価値を生む体制が作られないといけません。そこが全然、今までできていなかったわけです。例えば、何遍もここで申し上げたとおり、低タンパク質と表示してはいけなかった。それを今度の答申で可能にした。それから、新しい品種ができて、これは県ごとに届けなければだめだということだった。やっとDNAを中心にして新種を認定する制度を作りだすため会議ができたわけですが、そこではちゃんと農業の振興の観点も入れて議論してくださいということにしました。これは、農家の再チャレンジに役立ちます。小さいことにはとても思えないです。

それから、公務員試験の受験年齢の引上げは、格差の壁を打ち破る重要な第一歩です。非正規職員に対する格差があるという不満が述べられるときに、それでは悔しかったら正規職員になれとする人がいるかもしれませんが、実際は年齢の壁で正規職員になれないわけです。受験の資格がないわけです。正規雇用と非正規雇用の間の格差を作っている根源は、年齢差別です。これを、注目している人はあまりいないけれども、実はこれは、格差の一番核だと思うんです。実は、民間の企業にも、政府は基本的には年齢で差別するなどと言っているわけです。しかし、元来、そういう社会政

策的なことというのは、政府がまず率先してやるべきです。

勿論、女性が働き易くすることも再チャレンジに役立ちます。現在は、育児休業中に、会社が忙しそうだから一度出勤すると、あとは育児休業の特権を失ってしまいます。これも直していく。

これらは一見小さいことのように見えるかもしれないけれども、どれもこれも再チャレンジのかなり根本的なところに、規制改革の側から改革しうることを実際に達成したんだと思っています。格差是正のために、非常に大きなことをやったと思っています。

記者 労働法制そのものの規制改革、規制の問題についてどういう影響があるか。今、非正規雇用が3分の1、若い世代では半分と言われていますけれども、背景に派遣労働等の規制緩和が進み過ぎたというような批判も最近出ていますけれども、その辺りの議論というのはされたんでしょうか。

八田議長代理 このことに関しては、今いろいろと法律がつくられつつあるときですから、一段落するまでは、動きません。しかしその後では、我々としては我々の考えで、かなり抜本的に検討していきたいと考えています。

木場委員 ほかにございますか。

記者 金融のところで、ファイアウォール規制の点については「平成19年度検討」と書いてあるだけなんですけど、これは結論について書けなかったのはなぜなのでしょう。

翁委員 できるだけ速やかに結論を出していただきたいとは思っていますけれども、まず検討というところに持ち込むので非常に長年の懸案であったということで、結論のところまでは、まだ合意ができていないということです。

記者 役所の側が難色を示したということですか。

翁委員 そういうことではございません。

草刈議長 今まで検討してくださいという話をして、それすらお払い箱だった。議論にすら乗って来てくれなかった。今回ようやく土俵に乗っかりましょうというところまで行ったのは、やはりゼロが1になったという意味では非常に大きいわけで、それは10には残念ながらまだ行かない。だけれども、この議論は今年1年じっくりできますから、そういう意味で、また後半戦があるわけですから、その辺は翁先生を中心に、今、やってもらっているということです。

木場委員 ほかにございますか。

どうぞ。

記者 議長に、これは感想という意味でお伺いしたいんですが、例えば今回の答申をまとめるに当たっての空の自由化などのテーマは、ほかに、例えばアジア・ゲートウェイ戦略会議などが先にある程度の結論を出していて、その後で経済財政諮問会議がこういう答申をまとめるといったときに、特に各省との折衝に当たって、その前のアジア・ゲートウェイなりの会議が出した結論を超えた議論がしにくいという状況になっているとお考えでしょうか。それとも、そうでないとするならば、その辺のところをどういうふうに役割分担をしていくべきだとお考えでしょうか。

草刈議長 航空の自由化の件と、貿易手続の簡素化と、この2つがアジア・ゲートウェイ関連でありますね。それぞれ質は違うんですけれども、同じなのは、やはり最終的にはアジア・ゲートウ

エイ戦略会議で最終報告をまとめました。それが満足か不満足かとか、いろいろあるし、読み方もいろいろあるわけです。

だから、航空について言えば、とりあえずゼロから比べたらぐっと進んだことは事実で、けれども、それはほったらかしてしまうとどこへ行ってしまかわかりません。だから、そういう成果を踏まえて、それをフォローして、更にベターなものに持っていくというのが我々のタスクだと思っている。取りまとめの過程では、我々も相当程度、中条先生を中心にインボルブされて議論したわけですから、そのベースはわかっていますから、それを今度は我々が実践の中で国交省ともいろいろ話をしていくという立場にある。

つまりPDCAで言うと、要するにPまではできました。精緻かどうかは別にして、できました。それでドゥーとチェックの部分、特にチェックの部分は我々の仕事なので、これからまた引き続きやっていくという理解です。

それから、貿易の手續も全くそれと同じで、あちらの方はかなり、見ると本当にパーフェクトに近いようなプランができてはいるけれども、これを本当にやるかどうかはわからないですね。そんな痛い目に何度も遭っていますからね。特に港湾の問題が一番難しいんです。これをきちっと、これは有富委員が中心になってやっていただいているんですけれども、そのフォローをきっちり、タイムテーブルに沿ってやれるかどうかをチェックして、またドゥーをちゃんと見極めてチェックをしていく。そういうとらえ方をしています。

中条委員 厚いものをよく見ていただくとわかると思うんですけども、アジア・ゲートウェイで言っていないことも規制改革会議は言っているわけです。それで合意を取り付けた部分があります。

例えば、一番わかりやすいのは、国際航空運賃の自由化という話です。自動認可にする。これは消費者の利益にとっては物すごく影響する、わかりやすい話だと思います。

それから、格差の話が出ていますけれども、日本の会社と外国の会社で大きな格差がある。それをなるべく小さくしていくために、日本の航空会社の競争力回復のためにさまざまな規制緩和をやっていく。その中の3つについては合意を取り付けています。

そのほか、幾つか、アジア・ゲートウェイとは関係ないところでこちらの成果が上がっているところもあるということ、まずは理解をしていただきたいと思います。

もう一つは、アジア・ゲートウェイの文言を、なぜ、そこに同じように引用して書いているのかということ、是非、皆さん、よくお考えになっていただきたいと思います。アジア・ゲートウェイの考え方と私たちの考え方が違ったら、そんなものは載せません。同じであるということは、きちんとアジア・ゲートウェイに私たちが力を貸しながらつくり上げてきたものである。これは共同の成果であると私たちは考えております。形としてはアジア・ゲートウェイ戦略会議の報告書にあります。しかし、実質的には規制改革会議も、あるいは経済財政諮問会議も大きな力をこれに与えているということ、これを理解していただきたい。

ただし、私たちの考え方では現在の状況がまだまだ不十分だと思うところは勿論あります。その点は、まだ国民の期待に応えられていないとおしかりを受けるかもしれませんが、その国民

の期待に応えられていないことをしているのはだれかということをよく皆さんも考えていただきたい。決して私たちではありません。

木場委員 ほかにございますか。

どうぞ。

記者 エネルギー分野に関しては電力についての記載のみで、ガスについての記載がないんですが、その理由は何でしょうか。

八田議長代理 分科会の審議が電気の方が先行していますので、まず電気の方を急いだということです。これから、ガスも始まります。

木場委員 ありがとうございます。

どうぞ。

記者 医療分野でお聞きしたいんですが、今回のレセプトのIT化の件でいろいろ具体的施策を盛り込んでおりますけれども、さきの厚労省の担当者との公開討論がありまして、その中で規制改革会議側の提案がかなり合意として盛り込まれたという評価をしてよろしいのかということ。

それから、議長が先ほど、IT化がまず前提であって、それから、中医協とか混合診療の問題というのはまだこれからだ。その辺はこれからどう対応していくのかということをお聞きしたいんです。

木場委員 それでは、松井委員からお願いいたします。

松井委員 この紙の一番右側の方に書いてある(A)と(B)の中の、実は一番大事なポイントは(B)の方です。(A)は既に前会議で閣議決定されてて、それを着実にやれという趣旨ですけれども、(B)に今回、厚労省と特に重点的に折衝した内容が含まれていると理解していただきたい。

先ほど安念先生がおっしゃったように、ここに書いてあるものは全部、厚労省と合意したもので、その中で、例えば支払基金については抜本的に見直す。それも数値を明示した合理化計画を作成した上で、手続だとか業務フロー等々を抜本的に見直すということを彼らと合意したわけです。だから、そういう意味では大変な前進だと思います。

ただ、それを実効性を持たせた形でやるかやらないかはこれからです。厚労省が支払基金に計画を出させて、我々もその内容を見た上でやる意思があるのかどうかを確認し、もしそれが抜本的ないしは実効的なものでないとしたら、そこでさらにいろんな交渉につながっていくのではないかと。

まずは合理化計画を出させないと何も始まらないということで、そういう意味ではかなり突っ込んだ議論になりましたし、この延長線上に、先ほど議長がおっしゃっていた混合診療だとか、勤務医と開業医との格差問題、あるいは電子カルテといった、国民にとって非常に関心のある問題にもつながってくるわけです。

木場委員 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

記者 今後の手続なんですけれども、議長が総理に提出しに行くんでしょうか。

草刈議長 それはまだ、今、ばたばたしていて決まっていらないんですけれども、手渡すかどうかは大した問題ではなくて、要するにきちっと届けるということですから、そういう手続は当然踏み

ます。

記者 基本的に「骨太の方針」に盛り込まれるんですか。

草刈議長 3か年計画として、これも含めて閣議決定してもらうわけですから、ここにある趣旨は「骨太の方針」に盛り込んでもらうということを当然期待しているし、そうなるだろうと思っています。それがまた我々の次の活動の後押しになりますから、それは是非やってもらわなければ困るわけです。事務局から補足ありますか。

井上参事官 主なものは「骨太の方針」にできるだけ盛り込んでいただくことと同時に、今回の具体的施策に入っているようなものについては、詳細な記載も含めて新しくつくる政府の3か年計画に盛り込んで、その3か年計画が閣議決定する予定で、できれば6月中につくりたいと思っております。

木場委員 ほかにいかがでしょうか。

御質問がなければ、これをもちまして本日の記者会見は終了といたします。大変蒸し暑い中、長時間ありがとうございました。